

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年4月

| 教育長   | 教育次長   | 学校教育課長 | 社会教育課長 | 会 議 ・ 区 分 |
|-------|--|--------|--------|-----------|
|       |  |        |        | 定 例 会     |
| 開会場所  | 加悦保健センター<br>2階 農事相談室   |        | 担当書記   | 柴 田 勝 久   |
| 会議日程  | 自 令和3年4月26日(月)<br>1日間<br>至 令和3年4月26日(月)  |        |        |           |
| 出席者数  | 委員 5名 出席   |        |        |           |
| 出席委員  | 教育長 塩見 定生                      委 員 岡田 三栄子<br>委 員 樋口 潔                          委 員 酒井 英隆<br>委 員 佐々木 和代 |        |        |           |
| 欠席委員  |  |        |        |           |
| 説 明 者 | 教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久<br>社会教育課長 植田 弘志              総括指導主事 高岡 弘安<br>社会教育課主幹 大江 聡                            |        |        |           |
| 署名委員  | 委 員 岡田 三栄子              委 員 樋口 潔   |        |        |           |
| そ の 他 | 【傍聴者】 なし   |        |        |           |

## 会 議 に 付 し た 事 件

| 項 目  | 件 名   | 結 果  |
|------|---|------|
| 審議事項 | 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について | 承認可決 |
|      | 議案第 2 号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について                  | 承認可決 |
|      | 議案第 3 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について                         | 承認可決 |
|      | 議案第 4 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について                     | 承認可決 |
|      | 議案第 5 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について                      | 承認可決 |

## 協 議 及 び 報 告 事 項

| 項 目   | 件 名   |
|-------|---|
| 協議事項  | ・なし   |
| 報告事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部改正について</li> <li>・令和 3 年度事務分掌について</li> <li>・令和 3 年度行事日程等について</li> </ul> |
| そ の 他 | ・今後の予定等について   |

# 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年4月26日 午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、定刻になりましたので、令和3年度第1回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございます。

岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご確認いただいたということで、本会議終了後に署名をお願いいたします。

それでは、日程第3、「教育長の報告」ということで、資料をご覧ください報告したいと思います。

4月に入りました。昨日が「加悦谷祭」ということでございましたけれども、非常にさわやかな日が続いております、山の緑もいよいよ新緑の季節になり、行楽のシーズンとなりました。しかしながら、皆様方もご承知の通り、新型コロナウイルスの、いわゆる変異株といったものが関西に急拡大いたしました。

当面、「まん延防止等重点措置」を行っております、それが4月12日から5月5日ということで措置をとっていたのですが、皆様方もご承知の通り、京都府も過去最大の感染者が出たということもございまして、昨日から5月11日まで、「緊急事態宣言」が発令されまして、配布しました資料に従いまして、町内の小中学校に関しましては、対応を行っているということです。

後程、学校の対応については、高岡総括指導主事から具体的な内容をお知らせいたしますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、資料の項目に従いまして、ご報告させていただきたいと思います。

4月5日にこども園の入園式が挙行されました。新入園児が元気に入園いたしました。

4月7日には、小学校の入学式が挙行されました。与謝野町の入学児童数は154名で、昨年度より4名増ということです。具体的に言いますと、加悦小が42名、岩滝小学校が46名、

石川が11名、三河内が13名、市場が27名、山田が15名。昨年度よりも1年生は4名増えたということです。

それから、中学校は翌日の8日に入学式が挙行されまして、3中学校合わせて186名の生徒が入学をいたしました。

ちなみに、加悦中が45名、江陽中学校が65名、橋立中学校が76名です。計186名ですけれども、昨年度より生徒は7名減りました。

それから、府立高校は9日に入学式が挙行されております。

各学校、園ともに、コロナウイルス感染症の対策をとりまして、規模を縮小された入学式ということになりました。元気いっぱいの新入生を迎えまして、学校の中も新鮮な雰囲気で行われたというふうに思っております。

また、私も江陽中学校と市場小学校の入学式に出席いたしまして、元気な子どもたちの姿を見まして、晴れやかな気持ちになりました。委員さんも出席されておりましたので、後程感想等をお聞かせいただければありがたいと思っております。

次に、京都府が行っております学力診断テストにつきましては、入学式の次の日に中学校1年生が実施しました。13日には小学校4年生を対象に実施しております。

京都府の学力診断テストは、中学校2年生が10月20日の実施予定です。

全国学力・学習状況調査につきましては、昨年度は休校中でしたので、今年は5月27日に実施予定ですので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それから、当面する課題ですけれども、今年からいよいよ、小中の義務教育におきまして新学習指導要領の全面実施ということになります。

なかなかコロナの関係で錯綜した学校現場となり、十分な取り組みができていないというふうに思っております。

けれども、いつも言うておりますように、子どもにとっては一回しかない義務教育ですので、なんとか充実した教育活動を展開してまいりたいと考えております。

委員の皆さんもご承知の通り、小学校では外国語活動、外国語（英語）の授業が入ってきたこととか、道徳が教科になってきたということ、それから、大きく変わったのは指導方法のあり様で、今はGIGAスクール構想がございますので、そのことも含めて、これからの教育のあり方が転換していくのであろうというふうに思っております。

ただ、コロナの関係もありまして、こういった環境をどうしていくかというのが大きな課題になっているということについてはご了解をいただきたいと思っております。

何度も言いますけれども、子どもにとっては一回しかない義務教育ですので、なんとか頑張ったいと思っておりますけれども、課題も山積しているということでございます。

その次に、教職員の働き方改革につきましては、今まで通りに実施しておりますけれども、なかなか実を結んでいないという現実もありますので、こういったことを、特にコロナの関係もありますので、午後8時には退勤ということ徹底してまいりたいと思っておりますし、資料のとおりたくさん教員が配置されておりますので、こういった教員をいかに実用的に、効果的に使っていかんということがこれからの課題であろうと思っております。

それから、今年度も業務休止日を夏休みと冬休みに実施してまいりたいと思っております。これは、今後固定化して行っていきたいと思っております。

その他として、教育フォーラムを毎年6月の青少年健全育成協議会総会の後に、学校を指定して、「特色ある学校の取組」について報告をさせていただいておりますけれども、今年は中止にさせていただきたいと思っております。また後程社会教育課長が申しあげますけれども、登山マラ

ソンも、外部から来られる方が多いということもありまして、今のところは中止ということを決定しております。

以上で私のほうは報告を終わらせていただきますけれども、まずは全体の状況を事務局から報告し、学校の対応は後程指導主事から報告いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

国の緊急事態宣言を受けまして、一昨日の土曜日と昨日の日曜日に、与謝野町新型コロナ対策本部会議が開催されまして、町の対応について決定をしたところでございます。

4月25日から5月11日までの期間の町の対応につきまして、決定をしたということでございます。

学校教育の対応につきましては、高岡総括指導主事から、社会教育施設の閉鎖等につきましては植田課長からご報告をさせていただきたいと思っております。

(植田社会教育課長)

さきほど登山マラソンの関係の報告がありましたけれども、お配りしております行事予定表をご覧ください。こちらは、検討中ということを表示しておりますけれども、その後において登山マラソンは中止が決定されましたので、お知らせしておきます。

令和2年度もコロナで中止でしたので、2ヶ年続けて登山マラソンはコロナで中止ということになりました。

行事予定表です申し上げますと、教育長からも説明がありましたが、6月4日の教育フォーラムの中止に伴い、同日開催される予定でありました青少年健全育成協議会の総会も中止となっております。

両面刷り資料をご覧ください。緊急事態宣言に伴い休館、休止する公共施設一覧ということで、表が休館施設になっております。左側が体育館・グラウンド等ということで、体育施設は全て休館になります。

それから、右側に公民館、中ほどに文化施設がありますが、文化施設も全て休館ということです。

その他のところで、若者センターですが、そちらの管理は社会教育担当です。こちらも休館ということになります。

裏面に時間短縮する施設等ということで、制限をかけながら開館しているものであります。

教育委員会関係で申し上げますと、右側の図書館は開館しております。ただし、滞在時間を2時間以内に制限させていただくことと、閲覧席があるのですが、こちらは使えない状態とし、滞在時間を短くするというをしながら開館していくということでございます。社会教育のコロナ関係は以上でございます。

(高岡総括指導主事)

資料の「緊急事態宣言を踏まえた教育の対応」をご覧ください。

まん延防止等重点措置の対応と比べて、強められている対応については、下線を引いてありますので、そこを中心にご説明させていただきます。

1ページの感染リスクの高い教育活動。これについては、今までは、三密を避けながら実施も可能ということでしたが、この宣言期間中は一時的に停止をすることとなります。

合唱、調理実習とか、組み合う柔道のような実技については一時的に停止ということござ

います。

なお、宿泊を伴う教育活動の修学旅行については、この間については、実施をしないということをごさしまして、江陽中学校、加悦中学校が5月の中旬、下旬に修学旅行を計画をしておりますが、現在延期の方向で検討をしているところでございます。

部活動ですが、これについては、「まん延防止等重点措置」期間と大きくは変わりませんが、平日、休日ともに2時間以内の活動ということと、中体連が主催する全国大会、あるいは近畿大会に繋がる大会については参加は可能。ただし、その大会の感染対策マニュアルに沿っての参加が必要です。

ただ、5月8日に計画をしておりました中学校の阿蘇海一周マラソン大会については、中止が決定しております。

「その他の活動」ですが、校外への教育活動、例えば、古墳公園に見学学習に行くというようなことにつきましても、この間については停止をするということでありまして、学校外の者が参加して行われる校内での活動。例えば、PTA総会ですとか、授業参観等については、この期間については中止をするということで提案をしています。

29日に予定をしておりました江陽中学校、橋立中学校、加悦小学校の授業参観も実施をしませんし、PTA総会も実施をしないので、30日に日程を変更して、平日の授業ということになるかと思えます。

その下段にあります「その他」のゴールデンウィーク中の過ごし方については、保護者に校長から依頼して、行動の自粛をお願いする方向で進むということでありまして。

(塩見教育長)

以上で町の考え方と教育委員会の考え方を提示いたしましたので、何かそれ以外でもご意見をいただきたいと思えます。

最初は入学式ことで何かあったらお願いします。

(岡田委員)

私は、石川小学校と橋立中学校の入学式に出席させていただいたのですが、可愛い小学生の入学式が滞りなく挙行されて良かったと思えます。在校生は限られた人数で、石川小学校はご両親が揃ってお見えの方が多かったような気がします、子どもたちも緊張の中、新しいスタートを切れたのではないかと思っています。

橋立中学校に関しましても、在校生は限られた人数で入学式が滞りなく挙行されて、こんな中ですが、良い入学式が挙行できて良かったなと感じています。

(塩見教育長)

ありがとうございます。他にありますか。

(酒井委員)

私は加悦小学校に出席させてもらいました。在校生が出席できないので、人数が少なく寂しい式典になるのではと思いつつ伺ったのですが、私は統合後の加悦小学校の式典に初めて出席させてもらったこともあり、児童数が増えているので、あまり「寂しいな」という気持ちはなかったのと、保護者の方からすると式典が見やすく良かったかなと思いました。そういうふうに向きを見て、これはこれで良かったのかなというふうに感じました。式典は滞りな

く行われました。

(佐々木委員)

私は三河内小学校と加悦中学校に出席させていただきました。三河内小学校は、卒業生と同じ人数、入学生が入ってきたということで、例年と変わらない感じで実施できていますという話でした。

加悦中学校におきましては、統合した新加悦小学校になって、その卒業生が初めて入学するということで、校長先生の印象は、みんな同じ小学校から入学しているので、アイコンタクトもきちんととれるということで、入退場が例年より今年はきっちりできていたという印象だとおっしゃっていました。

(塩見教育長)

ありがとうございます。樋口委員

(樋口委員)

岩滝小学校の入学式に出席いたしました。

本当に可愛い入学生だったのですが、ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、1年生に化学物質過敏症のお子さんがいらっしゃいまして、体育館にも入れないとのことでした。別室の特別な場所で待機して、リモートで呼名して、タブレットを使って呼名された時に、「はい」というのが届くようにというご配慮をいただいたのですが、なかなか難しい。その声が私自身には聞こえなかったんです。

そういった配慮をされて、対応されていると思うのですが、これからの授業で学校現場としては多くの対応が必要になるのではないかと思います。

私たちが経験したことのないような症状をお持ちの児童がおられるので、注視していかなければならないと思いました。

(塩見教育長)

ありがとうございます。

(化学物質過敏症児童の対応について説明)

(塩見教育長)

医療とも連携をとりながら対応していかなければならないと思います。

それでは、別件でコロナウイルス等で対応しておりますが、資料を見ていただき、質問等がございましたらお願いいたします。

(樋口委員)

時間短縮をする公共施設で、気になったところを2点説明をお願いします。

図書館は、町民の方が閲覧していただけるような対応だったので、岩滝の図書館でも端の方で本を読まれる方を拝見しました。対応が良い方向に進んでいると思ったのですが、今回、また閲覧が中止ということですが、これはこういった対応になるのですか。例えば、椅子を置かないとか、「閲覧できません」というような表示をするのか、こういった方法で中止ということ

を示されるのか教えてください。

(植田社会教育課長)

閲覧席の椅子が座れない状態になります。表示もさせてもらう予定です。2時間ということも、入口に表示をする準備をしておりますので、そういうことで周知をさせていただきたいと思っています。

(樋口委員)

借りられる人もいるので、できるだけサービスの低下がないようにしていただきたい。ご配慮をいただいていることと思いますので、頑張ってくださいと思います。

もう一点、お願いします。観光、レジャー施設の中で、※1で宿泊施設は営業しますということなのですが、これは宿泊申し込みをされているのは受けたから仕方がないという対応なのか、去年は宿泊も駄目だったと思うのですが、宿泊を今回はどういった判断で可能とされたのかを教えてください。

(植田社会教育課長)

宿泊施設に関しては、担当外なのですが、聞き及んでいる範囲では、今回、図書館の開館も国の要請で閉館しなくても良い施設に入っています。宿泊も同じように、閉館しなくても良いということで、すでに受けている予約だけではなく、新たな予約も受けられる状態というふうに聞いております。

(樋口委員)

わかりました。町独自の判断ではなくて、国の指針があって、その方針に基づいて判断しているということですね。了解しました。

(岡田委員)

緊急事態宣言に関連するのですが、小学校の運動会が、予定表では5月15日、他の小学校は5月22日の開催となっておりますが、密を避けたり、現状ではなかなか練習もできない状況だと思います。今の時点で結構ですが、予定通りに運動会は実施する予定なのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

三河内小学校の15日開催については、先日、校長と協議し、延期をせざるを得ない状況であると考えております。本日学校内で協議のうえ、PTA役員とも相談をするということになります。22日の実施校については、今は経過を見るということになります。

(塩見教育長)

施設の閉鎖により「ジュニアスポーツ団体」も学校を使えません。「教育活動は除外です」と記載してありますが、これは閉鎖中も部活動をしたり、体育の授業をしたりしておりますので、誤解のないようにしたいということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

人の流れを制限していこうという大きな方針の中で、施設の閉鎖を実施したということですので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。



議案第1号 議題といたします

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」は、一部改正については提案のとおり承認されました。

次に、議案第2号「与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、議題といたします。提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第2号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第2号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第3号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第3号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第3号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第4号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第4号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第5号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

年間の会議と視察の日程を教えてください。

(植田社会教育課長)

詳細については大江主幹からお答えしたいと思います。

(大江社会教育課主幹)

会議は原則として、年間2回お世話になっております。選出母体に応じて、各委員も図書館をある程度日常的に使っていただいていると思うのですが、委員の皆様全体で図書館の現状を視察するまでは行っておりません。担当より現状の報告をさせてもらっている状況です。ただ、図書館行政に加えまして、図書館のボランティア、校園長会選出委員等がありますので、多くの方は図書館の利用状況をご覧になっているかと思えます。

(樋口委員)

ありがとうございます。

(塩見教育長)

それでは、「議案第5号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第5号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

まず、「与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部改正について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

本要綱につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、児童、生徒の活動や体験機会の減少を補う目的で令和2年度限りの要綱としていました。しかし、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている事を鑑みた結果として、期限を延長するものとなります。本要綱附則第2項中にあります令和3年3月31日を、令和4年

3月31日に改正するものとします。報告第1資料につきましては改正後の要綱となります。令和2年度は6団体が本要綱による補助金を受けて事業を実施しており、具体的には蕎麦作り体験、新型コロナに負けるなバレーボール大会等の事業を実施しております。児童、生徒全体で185名の参加があったと報告を受けています。

(塩見教育長)

続きまして、「令和3年度事務分掌について」及び「令和3年度行事日程等について」、柴田教育次長が報告いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

事務分掌表については、職員がどの業務を担当をしているかを記載していますので、ご覧いただければと思います。行事予定表につきましても、お配りした後に中止等になった行事もあります。社会教育課長と高岡総括指導主事から報告がありましたが、5月の行事につきましては延期・中止を検討しており、加悦、江陽中学校の5月の修学旅行は延期が決定しております。また6月4日の教育フォーラムについては、教育長のご指示によりまして、KYTの有線テレビを活用した報告等を検討しているところです。

小学校の修学旅行については、延期の検討を行っています。その他の行事につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等によりまして、中止、延期を検討する可能性が高いです。現在の予定ということでご理解をいただきたいと思います。

(高岡総括指導主事)

中学校の修学旅行ですが、加悦中学校は延期が決定。江陽中学校については検討中です。

(塩見教育長)

主な日程等を知っていただいて、町民の方々からのご意見等がありましたら事務局に伝えていただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

与謝野町社会福祉協議会の評議委員の選出について、協議をお願いしたいと思います。現在、任期中の佐々木委員は、6月で任期満了となりますので、新たに委員選出の依頼が来ております。どの様にさせていただければよろしいでしょうか。

(塩見教育長)

社会福祉協議会評議委員ですね。佐々木委員に引き続きお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(佐々木委員)

分かりました。

(塩見教育長)

引き続き佐々木委員という事で、よろしく申し上げます。  
別件は他にありませんか。

(柴田教育次長)

丹後地域教育委員会連合会定期総会が5月17日(月)に伊根町のほっと館にて、定期総会のみ3時開会予定で連絡がございました。コロナの状態によりまして再検討があるかも分かりませんが、予定の確認をさせていただきたいと思います。

次に、5月28日(金)京都市市町村教育委員会連合会定期総会と研修会が、京都府総合教育センターで実施されます。こちらにつきましては、後ほど、ご予定を聞かせていただければと思っています。

(岡田委員)

私は府連合会の幹事をさせていただいており、京都府から連絡がありました。まだ、決定はしていない様ですが、中止かつ書面開催の方向でされておりますのでお知らせします。

(塩見教育長)

他にご質問・報告事項等はございますでしょうか。

(柴田教育次長)

今回の教育委員会議ですが、5月24日(月)の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

5月24日(月)午後2時からで定例会をお願いします。以上で本日の会議を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前10時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

# 教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和3年4月26日（月）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名  
岡田委員 樋口委員

日程第2 確認事項  
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項  
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について  
議案第2号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について  
議案第3号 与謝野町社会教育委員の委嘱について  
議案第4号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第5号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

日程第5 報告事項  
報告第1号 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金  
交付要綱の一部改正について

日程第6 その他  
・与謝野町社会福祉協議会評議員の選出について  
・令和3年度事務分掌について  
・令和3年度行事日程等について

## 議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて  
(与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について)

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 26 日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

### 提案理由

地区公民館の館長・主事及び管理運営者の取扱いを変更するため、与謝野町立公民館条例施行規則の一部を改正する必要があったところ、同規則の一部改正について教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第2号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり与謝野町立公民館条例施行規則の一部を改正することを専決処分する。

令和3年4月1日

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見定生



議案第1号資料

与謝野町立公民館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第31号）新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>○与謝野町立公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日<br/>教育委員会規則第31号</p> <p>（趣旨）<br/>第1条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。<br/>（事業）<br/>第2条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。<br/>（1） 定期講座を開設すること。<br/>（2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。<br/>（3） 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。<br/>（4） 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。<br/>（5） 各種の団体機関等の連絡を図ること。<br/>（6） 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。<br/>（職員の職務）<br/>第3条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。<br/>2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。<br/>（地区公民館長及び主事）<br/>第4条 地区公民館長及び主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者を与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運</p> | <p>○与謝野町立公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日<br/>教育委員会規則第31号<br/><u>改正 令和3年4月1日教育委員会規則第4号</u></p> <p>（趣旨）<br/>第1条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。<br/>（事業）<br/>第2条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。<br/>（1） 定期講座を開設すること。<br/>（2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。<br/>（3） 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。<br/>（4） 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。<br/>（5） 各種の団体機関等の連絡を図ること。<br/>（6） 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。<br/>（職員の職務）<br/>第3条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。<br/>2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。<br/>（地区公民館長及び主事）<br/><u>第4条 別表左欄に掲げる公民館の館長は同表右欄の地区公民館の館長を、同表左欄に掲げる公民館の主事は同表右欄の地区公民館</u></p> |

営その他の事務を担当する。

(審議会)

第5条 与謝野町立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、館長の諮問に应ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
- (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第32号)に定めるところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

の主事を兼ねるものとする。

(地区公民館特任館長及び特任主事)

第5条 地区公民館に特任館長及び特任主事を置く。

2 地区公民館特任館長及び特任主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者を与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運営その他事務を担当する。

(審議会)

第6条 与謝野町立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は、館長の諮問に应ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
- (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第32号)に定めるところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

|              |               |
|--------------|---------------|
| 与謝野町立加悦地域公民館 | 与謝野町立算所地区公民館  |
|              | 与謝野町立加悦奥地区公民館 |
|              | 与謝野町立加悦地区公民館  |
|              | 与謝野町立後野地区公民館  |
|              | 与謝野町立与謝地区公民館  |
|              | 与謝野町立滝地区公民館   |
|              | 与謝野町立金屋地区公民館  |
|              | 与謝野町立温江地区公民館  |
|              | 与謝野町立明石地区公民館  |
|              | 与謝野町立香河地区公民館  |
| 与謝野町立岩滝地域公民館 | 与謝野町立石田地区公民館  |
|              | 与謝野町立弓木地区公民館  |
|              | 与謝野町立男山地区公民館  |
| 与謝野町立中央公民館   | 与謝野町立三河内地区公民館 |
|              | 与謝野町立岩屋地区公民館  |
|              | 与謝野町立幾地地区公民館  |
|              | 与謝野町立四辻地区公民館  |
|              | 与謝野町立上山田地区公民館 |
|              | 与謝野町立下山田地区公民館 |
| 与謝野町立石川地区公民館 |               |

議案第 1 号資料 2

○与謝野町立公民館条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日

教育委員会規則第 3 1 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成 18 年与謝野町条例第 102 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体機関等の連絡を図ること。
- (6) 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。

(職員の職務)

第 3 条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。

2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。

(地区公民館長及び主事)

第 4 条 別表左欄に掲げる公民館の館長は同表右欄の地区公民館の館長を、同表左欄に掲げる公民館の主事は同表右欄の地区公民館の主事を兼ねるものとする。

(地区公民館特任館長及び特任主事)

第 5 条 地区公民館に特任館長及び特任主事を置く。

2 地区公民館特任館長及び特任主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者を与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運営その他事務を担当する。

(審議会)

第 6 条 与謝野町立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長の諮問に応ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項

- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
  - (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
  - (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
  - (5) その他必要な事項
- 2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第32号）に定めるところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

|              |               |
|--------------|---------------|
| 与謝野町立加悦地域公民館 | 与謝野町立算所地区公民館  |
|              | 与謝野町立加悦奥地区公民館 |
|              | 与謝野町立加悦地区公民館  |
|              | 与謝野町立後野地区公民館  |
|              | 与謝野町立与謝地区公民館  |
|              | 与謝野町立滝地区公民館   |
|              | 与謝野町立金屋地区公民館  |
|              | 与謝野町立温江地区公民館  |
|              | 与謝野町立明石地区公民館  |
|              | 与謝野町立香河地区公民館  |
| 与謝野町立岩滝地域公民館 | 与謝野町立石田地区公民館  |
|              | 与謝野町立弓木地区公民館  |
|              | 与謝野町立男山地区公民館  |
| 与謝野町立中央公民館   | 与謝野町立三河内地区公民館 |
|              | 与謝野町立岩屋地区公民館  |
|              | 与謝野町立幾地地区公民館  |
|              | 与謝野町立四辻地区公民館  |
|              | 与謝野町立上山田地区公民館 |
|              | 与謝野町立下山田地区公民館 |
| 与謝野町立石川地区公民館 |               |

議案第2号資料1

与謝野町立体育施設条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第42号)新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場又は旧与謝野町立与謝小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p> | <p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、旧与謝野町立与謝小学校体育館、旧与謝野町立岩屋小学校運動場又は旧与謝野町立岩屋小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p> |

議案第 2 号資料 2

○与謝野町立体育施設条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日

教育委員会規則第 4 2 号

改正 令和 2 年 6 月 1 日教委規則第 6 号

改正 令和 2 年 10 月 2 日教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与謝野町立体育施設条例（平成 18 年与謝野町条例第 110 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第 2 条 与謝野町立体育施設（以下「体育施設」という。）の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間

ア 屋外体育施設 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分(与謝野町立大江山運動公園施設及び与謝野町立算所地区社会体育グラウンドにおいては午前 8 時 30 分から午後 9 時まで)

イ 屋内体育施設 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 休業日

ア 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

イ その他教育委員会が別に定める日

(利用の申請等)

第 3 条 条例第 4 条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の 3 月前から 7 日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。

3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場又は旧与謝野町立与謝小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね 10 人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。
- (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。
- (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた体育施設の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (3) 宣伝及び物品の販売、募金その他これに類する行為（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）をしないこと。
- (4) その他教育委員会が体育施設の管理上必要と認めて禁止する行為をしないこと。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、体育施設等の利用を終わったとき（利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちにその施設等を原状に回復し、清掃を行い係員の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 体育施設を故意又は過失によりき損又は滅失したときは、何人の行為にかかわらず損害額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が別に定める。



(書類の様式)

第10条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町算所地区社会体育グラウンド管理運営規則(昭和62年加悦町教育委員会規則第1号)、加悦町町民体育館使用規則(昭和61年加悦町教育委員会規則第1号)、岩滝町体育施設条例施行規則(昭和56年岩滝町規則第4号)又は野田川町立運動場等設置及び管理並びに使用料に関する条例施行規則(昭和57年野田川町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和2年6月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 3 年 4 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

### 提案理由

旧与謝野町立岩屋小学校の体育施設を与謝野町立体育施設へ移管することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立体育施設条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「又は旧与謝野町立与謝小学校体育館」を「旧与謝野町立与謝小学校体育館、旧与謝野町立岩屋小学校運動場又は旧与謝野町立岩屋小学校体育館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 号

### 与謝野町社会教育委員の委嘱について

次の者を与謝野町社会教育委員に委嘱したいので、与謝野町社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

| 氏 名    | 選出母体等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 石倉 秀紀  | 与謝野町社会福祉協議会          |     |
| 小長谷 麻美 | 与謝野町校園長会<br>(加悦小学校長) |     |

#### 提案理由

与謝野町社会教育委員 坪倉 正明氏、小林 豊氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

## 議案第 4 号

### 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、与謝野町立公民館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

| 氏 名    | 選出母体等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 石倉 秀紀  | 与謝野町社会福祉協議会          |     |
| 小長谷 麻美 | 与謝野町校園長会<br>(加悦小学校長) |     |

#### 提案理由

与謝野町公民館運営審議会委員 坪倉 正明氏、小林 豊氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

議案第 5 号

与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町立図書館協議会委員に委嘱したいので、与謝野町立図書館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日 提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

| 氏 名   | 選出母体等                 | 備 考 |
|-------|-----------------------|-----|
| 前田 裕美 | 与謝野町校園長会<br>(かやこども園長) |     |
| 樋口 幸弘 | 与謝野町校園長会<br>(石川小学校長)  |     |

提案理由

与謝野町立図書館協議会委員 和田 マリ子氏、堀 宏安氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

## 報告第1号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示について

令和3年3月31日付けで、別紙「与謝野町教育委員会告示第3号」のとおり「与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示」を行いましたので、報告します。

### 【改正理由】

標題の要綱については、令和2年度限りの時限要綱としていますが、令和3年度においても引き続き実施することとなったため、期限を延長する必要があるため、同要綱附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めたものです。

与謝野町教育委員会告示第3号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

与謝野町教育委員会  
教育長 塩 見 定 生

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月31日から施行する。



○与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱

令和2年6月29日

教育委員会告示第13号

改正 令和3年3月31日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内のNPO法人やボランティアグループ等の民間団体(以下「地域団体」という。)が行う、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により各種体験活動に参加する機会が減少した児童、生徒等を対象とした、好奇心を刺激するような体験活動等の事業に対して、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第37号。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、地域団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域団体には、次に掲げる団体を含まないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、第1条に定める趣旨に沿って行われる活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 児童・生徒等の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施する事業
- (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 地域団体の人件費

- (3) 個人給付的な経費
- (4) 食糧費
- (5) 備品購入費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不相当と認められる経費  
(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内の額とする。

2 交付金の限度額は、20万円とする。

(交付申請及び決定)

第6条 交付金の交付の対象となる者のうち交付金の交付を受けて交付対象事業を行おうとする者(以下「交付事業者」という。)は、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、その結果を与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事前着手)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届(様式第3号)を教育長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定を受けた事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は交付対象年度の3月31日のいずれか早い日までに与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金実績報告書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 交付金の額は、前条の規定による実績報告により教育長が確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金確定通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第10条 教育長は、前条第2項の規定による交付金の額の確定通知の後、交付対象者からの請求により交付金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金概算払請求書(様式第6号)により交付金の額の確定前に交付金の支払を希望する場合は、第6条第2項の交付決定後に概算払をすることができる。

3 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、その額に満たない交付金が概算払として交付されているときは、その差額について与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金精算払請求書（様式第7号）により清算するものとする。

4 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、既にその額を超える交付金が概算払として交付されているときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金返還請求書（様式第8号）により、その差額の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第11条 交付金の交付を受けた団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。